

県自然環境保全地域等の区域内における立木伐採制限及び損失補償に関する要綱

第1 総 則

県は、広島県立自然公園条例（昭和34年広島県条例第41号）に基づく県立自然公園地域（第1種特別地域に限る。以下「公園地域」という。）並びに広島県自然環境保全条例（昭和47年広島県条例第63号）に基づく県自然環境保全地域（特別地区に限る。以下同じ。）及び緑地環境保全地域の自然景観の保護と自然環境の保全を図るため、この要綱に定めるところにより、毎年度予算の範囲内において、立木の伐採制限に伴う損失を補償する。

第2 立木の伐採制限及び損失補償の方法

- 1 知事は、緑地環境保全地域内の森林（保安林部分で立木補償を受けている場合を除く。）について禁伐又は択伐による立木の伐採規制をする必要があると認める場合は、当該森林所有者（分収造林の対象地にあつては土地所有者、費用負担者を含む。以下同じ。）と立木（標準伐期令以上のものに限る。以下同じ。）の伐採規制及び伐採規制に伴う損失補償について契約を締結するものとする。
- 2 知事は、公園地域及び県自然環境保全地域内の森林（保安林部分で立木補償を受けている場合を除く。）について広島県立自然公園条例第11条第3項及び広島県自然環境保全条例第16条第4項の規定により立木の伐採規制を受けている森林所有者と伐採規制に伴う損失補償について契約を締結するものとする。
- 3 森林所有者が国並びに県・市町村これらの組合及び財産区である場合は、前2項の規定は適用しない。

第3 損失補償の額

- 1 損失補償の額は、立木の伐採規制の内容に応じ、それぞれ次の各号に定める算式により算出した額（以下「算出額」という。）を毎年の損失額とみなし、当該損失額に相当する額（分収造林契約の対象となっているものにあつては、算出額に分収率を乗じた額）とする。ただし、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内地の立木にあつては、算出額の1/2に相当する額とする。

(1) 禁伐による場合

$$A \cdot P$$

(2) 択伐による場合

$$\{A \cdot (R_1 + R_2 / P)\} \cdot P$$

Aは、林分立木価格

R₁は、契約の成立後最初に行う択伐による伐採の収穫価（A・択伐率）

R₂は、契約の成立後、第2年目以降毎年行う択伐による伐採の収穫価 $\{(A - R_1) \cdot \text{成長率}\}$

Pは、年利率5%（新規に地域指定を受けたことに伴い平成11年度以降において新たに補償を行うものにあつては、当該地域指定時の過去1年間において発行された国債で償

還までの期間が最も長いもののうち直近のものの表面利率)

- 2 前項の算式における林分立木価格は、別表1「立木1ヘクタール当り標準価額表」の額に別表2「立木総合指数表」の総合指数を乗じて求めた金額にその森林の地積を乗じて算出する。

第4 補償額の月割計算

- 1 年度の途中において契約が成立したときは、その月の翌月からの月数により、年度の途中において契約の解除その他補償を行うことを要しない原因が生じたときは当該原因の生じた当月までの月数により、それぞれ月割計算するものとする。
- 2 森林所有者の変更等により補償をすべき相手方または補償の額の算出方法に変更があった場合における補償の額についても、前項の例に準じ、月割計算するものとする。

第5 契約の内容

立木伐採規制及び立木補償に関する契約の内容は、別紙のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年2月16日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に公園地域及び緑地環境保全地域として指定されているものにあつては、昭和48年11月まで遡及して補償することができる。

附 則（平成12年3月28日決定）

この要綱は、平成12年3月28日から施行し、平成11年度損失補償から適用する。

附 則（平成28年10月12日決定）

この要綱は、平成28年10月12日から施行し、平成29年度に締結する契約書及び支出する損失補償から適用する。

附 則（令和4年10月28日決定）

- 1 この要綱は、令和4年10月28日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の規定により作成された書面については、なお従前のとおり取扱うこととする。

別表1 立木ヘクタール当り標準価額表

(単位 千円)

樹種 樹令	樹種				樹種 樹令	樹種				樹種 樹令	樹種				樹種 樹令	樹種			
	スギ	ヒノキ	マツ	雑木		スギ	ヒノキ	マツ	雑木		スギ	ヒノキ	マツ	雑木		スギ	ヒノキ	マツ	雑木
1	100	110	65	4	26	970	884	412	72	51	2,672	3,009	1,238	143	76	4,383	4,935	2,031	
2	114	122	71	4	27	1,038	943	440	77	52	2,726	3,068	1,262	146	77	4,472	5,032	2,072	
3	120	128	74	4	28	1,109	1,005	468	83	53	2,779	3,129	1,288	149	78	4,562	5,135	2,114	
4	130	136	77	5	29	1,181	1,070	497	88	54	2,835	3,191	1,314	152	79	4,652	5,236	2,156	
5	140	148	82	6	30	1,256	1,138	527	95	55	2,891	3,256	1,339	155	80	4,747	5,342	2,198	
6	154	159	87	7	31	1,334	1,206	554	96	56	2,949	3,321	1,367	158	81		5,448	2,242	
7	171	173	94	8	32	1,415	1,277	590	97	57	3,010	3,386	1,394	162	82		5,557	2,288	
8	191	190	101	10	33	1,497	1,351	623	100	58	3,070	3,454	1,422	165	83		5,669	2,334	
9	212	210	111	12	34	1,582	1,427	657	102	59	3,130	3,525	1,450	168	84		5,782	2,380	
10	236	233	120	14	35	1,670	1,506	692	104	60	3,192	3,593	1,479	172	85		5,897	2,428	
11	265	255	131	16	36	1,762	1,585	729	106	61	3,257	3,666	1,509		86		6,015	2,477	
12	293	281	143	18	37	1,854	1,668	766	109	62	3,321	3,740	1,540		87		6,136	2,526	
13	324	309	155	21	38	1,950	1,752	804	111	63	3,388	3,814	1,570		88		6,259	2,577	
14	352	340	168	23	39	2,048	1,840	843	113	64	3,457	3,891	1,601		89		6,383	2,629	
15	395	374	184	26	40	2,150	1,931	883	115	65	3,526	3,967	1,633		90		6,513	2,680	
16	436	408	199	29	41	2,193	2,021	924	118	66	3,596	4,047	1,666		91		6,643		
17	477	445	216	33	42	2,236	2,115	967	120	67	3,667	4,130	1,699		92		6,776		
18	522	485	234	36	43	2,281	2,211	1,010	122	68	3,743	4,212	1,733		93		6,911		
19	569	527	253	40	44	2,326	2,310	1,054	125	69	3,816	4,295	1,768		94		7,050		
20	620	572	272	44	45	2,373	2,412	1,100	127	70	3,893	4,380	1,804		95		7,189		
21	671	618	293	48	46	2,420	2,514	1,122	130	71	32,971	4,469	1,840		96		7,333		
22	726	666	316	52	47	2,468	2,618	1,144	133	72	4,050	4,557	1,876		97		7,481		
23	783	717	338	57	48	2,517	2,726	1,167	135	73	4,132	4,649	1,915		98		7,631		
24	844	770	362	62	49	2,569	2,836	1,190	138	74	4,214	4,743	1,952		99		7,782		
25	905	827	387	67	50	2,618	2,950	1,214	141	75	4,297	4,838	1,992		100		7,938		

別表1の備考

標準伐期齢は、次によるものとする。

スギ 35年以上

ヒノキ 40年以上

マツ 30年以上。ただし、次の区域に係るものにあつては35年以上とする。

大竹市、廿日市市（旧佐伯町を除く。）、広島市（佐伯区のうち旧湯来町、安佐南区及び安佐北区を除く。）、東広島市（旧黒瀬町（昭和30年3月31日以後の区域）及び旧安芸津町に限る。）、呉市、竹原市、三原市（旧大和町（昭和49年8月1日以後の区域）及び旧久井町を除く。）、尾道市（旧御調町（昭和30年9月30日以後の区域）を除く。）及び福山市（旧加茂町（昭和31年9月30日以後の区域）、旧芦田町、旧駅家町（昭和31年9月30日以後の区域）及び旧新市町（昭和34年7月1日以後の区域）を除く。）以南

雑木 20年以上

別表2 立木総合指数表

立 木 度	密 (1.0)			庸 (0.8)			疎 (0.6)			立 木 度	
	地味級	上	中	下	上	中	下	上	中		下
地利級	(1.3)	(1.0)	(0.6)	(1.3)	(1.0)	(0.6)	(1.3)	(1.0)	(0.6)	(1.3)	地利級
1 (1.3)	1.65	1.30	0.75	1.35	1.00	0.60	1.00	0.75	0.45	1 (1.3)	
2 (1.2)	1.55	1.20	0.70	1.20	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40	2 (1.2)	
3 (1.1)	1.40	1.10	0.65	1.10	0.85	0.50	0.85	0.65	0.35	3 (1.1)	
4 (1.0)	1.30	1.00	0.60	1.00	0.85	0.45	0.75	0.60	0.35	4 (1.0)	
5 (0.9)	1.15	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40	0.70	0.50	0.30	5 (0.9)	
6 (0.8)	1.00	0.80	0.45	0.80	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25	6 (0.8)	
7 (0.7)	0.90	0.70	0.40	0.70	0.55	0.30	0.50	0.40	0.25	7 (0.7)	
8 (0.6)	0.75	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25	0.45	0.35	0.20	8 (0.6)	
9 (0.5)	0.65	0.50	0.30	0.50	0.40	0.20	0.35	0.30	0.15	9 (0.5)	
10 (0.4)	0.50	0.40	0.20	0.40	0.30	0.15	0.30	0.20	0.10	10 (0.4)	
11 (0.3)	0.35	0.30	0.15	0.30	0.20	0.13	0.20	0.15	0.10	11 (0.3)	
12 (0.2)	0.25	0.20	0.10	0.20	0.15	0.08	0.15	0.10	0.05	12 (0.2)	
13 (0.1)	0.13	0.10	0.05	0.10	0.08	0.04	0.08	0.05	0.03	13 (0.1)	

附表1 地味級

(1) スギの平均1本当りの立木材積による地味級判定表

樹令	地味級	上級	中級		下級
	年	m ³ 超	m ³ 以下	m ³ 以上	m ³ 未満
15 (14 ~ 17)	0.07	0.07	~	0.05	0.05
20 (18 ~ 22)	0.13	0.13	~	0.09	0.09
25 (23 ~ 27)	0.20	0.20	~	0.14	0.14
30 (28 ~ 32)	0.27	0.27	~	0.19	0.19
35 (33 ~ 37)	0.34	0.34	~	0.24	0.24
40 (38 ~ 42)	0.41	0.41	~	0.29	0.29
45 (43 ~ 47)	0.48	0.48	~	0.35	0.35
50 (48 ~ 52)	0.54	0.54	~	0.38	0.38
55 (53 ~ 57)	0.60	0.60	~	0.42	0.42
60 (58 ~ 62)	0.65	0.65	~	0.46	0.46
65 (63 ~ 67)	0.70	0.70	~	0.49	0.49
70 (68 ~ 70)	0.74	0.74	~	0.52	0.52
地味級の割合		1.3	1.0		0.6

(2) ヒノキの平均1本当りの立木材積による地味級判定表

樹令	地味級	上級	中級		下級
	年	m ³ 超	m ³ 以下	m ³ 以上	m ³ 未満
15 (14 ~ 17)	0.05	0.05	~	0.03	0.03
20 (18 ~ 22)	0.10	0.10	~	0.07	0.07
25 (23 ~ 27)	0.16	0.16	~	0.11	0.11
30 (28 ~ 32)	0.22	0.22	~	0.15	0.15
35 (33 ~ 37)	0.27	0.27	~	0.19	0.19
40 (38 ~ 42)	0.32	0.32	~	0.22	0.22
45 (43 ~ 47)	0.37	0.37	~	0.26	0.26
50 (48 ~ 52)	0.41	0.41	~	0.29	0.29
55 (53 ~ 57)	0.45	0.45	~	0.31	0.31
60 (58 ~ 62)	0.48	0.48	~	0.33	0.33
65 (63 ~ 67)	0.51	0.51	~	0.36	0.36
70 (68 ~ 70)	0.54	0.54	~	0.38	0.38
地味級の割合		1.3	1.0		0.6

(3) マツの平均1本当りの立木材積による地味級判定表

樹令	地味級	上級	中級		下級
	年	m ³ 超	m ³ 以下	m ³ 以上	m ³ 未満
15 (14 ~ 17)	—	—	~	—	—
20 (18 ~ 22)	0.11	0.11	~	0.08	0.08
25 (23 ~ 27)	0.15	0.15	~	0.11	0.11
30 (28 ~ 32)	0.19	0.19	~	0.14	0.14
35 (33 ~ 37)	0.24	0.24	~	0.17	0.17
40 (38 ~ 42)	0.27	0.27	~	0.19	0.19
45 (43 ~ 47)	0.31	0.31	~	0.22	0.22
50 (48 ~ 52)	0.33	0.33	~	0.23	0.23
55 (53 ~ 57)	0.36	0.36	~	0.25	0.25
60 (58 ~ 62)	0.39	0.39	~	0.27	0.27
65 (63 ~ 67)	0.41	0.41	~	0.29	0.29
70 (68 ~ 70)	0.42	0.42	~	0.30	0.30
地味級の割合		1.3	1.0		0.6

(4) 雑木の1ヘクタール当りの立木材積による地味級判定表

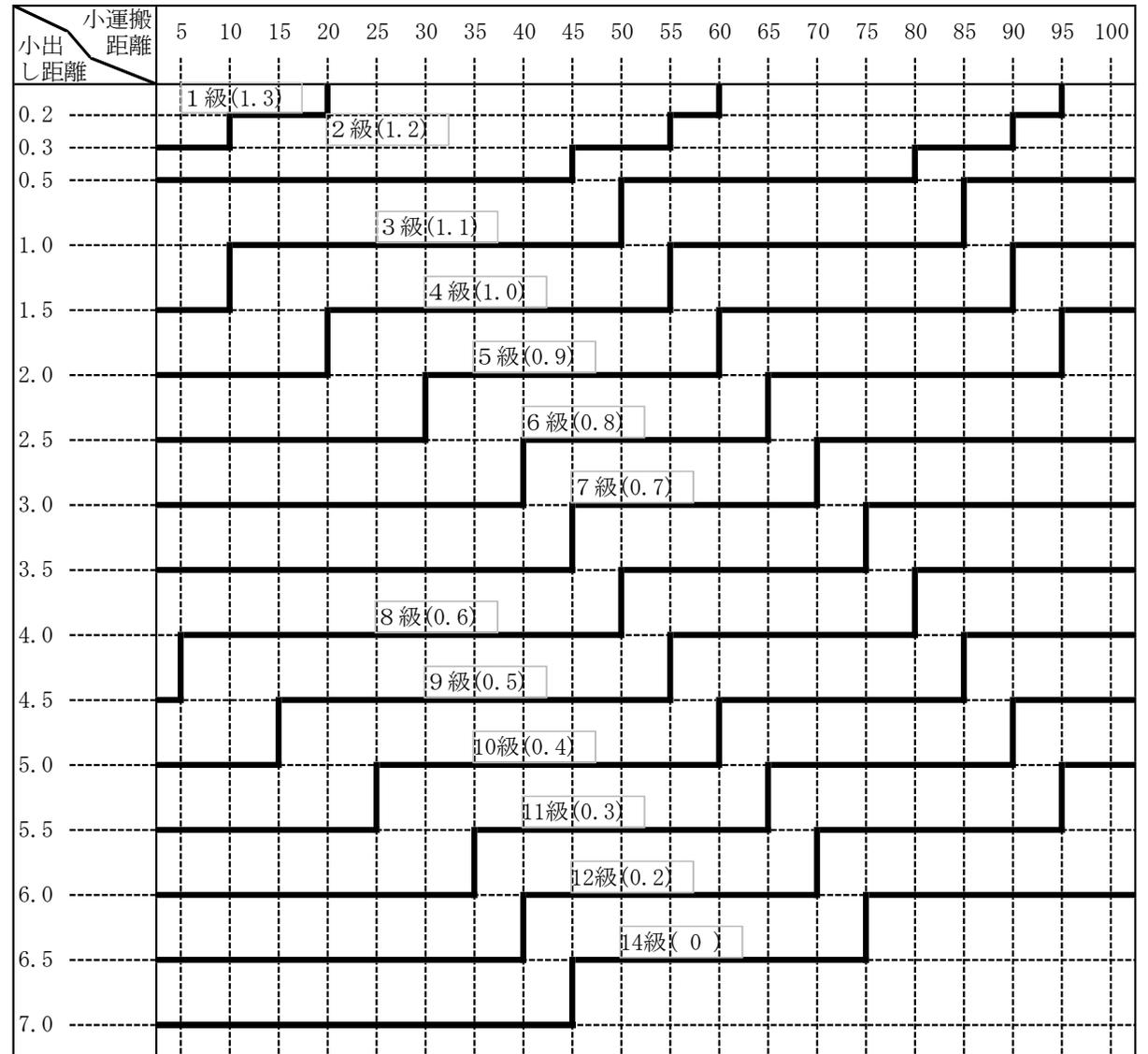
樹令	地味級	上級	中級		下級
	年	m ³ 超	m ³ 以下	m ³ 以上	m ³ 未満
10 (8 ~ 12)	26	26	~	14	14
15 (13 ~ 17)	51	51	~	28	28
20 (18 ~ 22)	86	86	~	46	46
25 (23 ~ 27)	116	116	~	63	63
30 (28 ~ 32)	146	146	~	79	79
35 (33 ~ 37)	172	172	~	93	93
40 (38 ~ 42)	195	195	~	105	105
45 (43 ~ 47)	213	213	~	115	115
50 (48 ~ 50)	229	229	~	123	123
地味級の割合		1.3	1.0		0.6

附表2 立木度

区 分	立木度の割合
密に該当するもの	1.0
中庸に該当するもの	0.8
疎に該当するもの	0.6

- (注) 1 植林した森林については、森林の立木の間かくの大小にかかわらず、おおむねその立木度を密とする。
- 2 自然林についてはおおむねその立木度を中庸とする。
- 3 雑木については、1および2の定めにかかわらずおおむねその立木度を密とする。

附表3 地利級判定表（距離単位はキロメートル）



- (注) 1 小出し距離は、ケーブルの架設を想定した場合における木寄場と小運搬道路との最短直線距離（木寄場が2以上ある場合には、最短直線距離の平均数）により求めること。
- 2 14級に該当する場合であっても、植林（10ヘクタール程度以上の集団に限る。）でその立木の搬出その他の状況から勘案して、14級として取り扱うことが適当でないと認められるものについては、13級の指数の範囲内において、その地利級指数を定めること。

別紙

立木伐採規制及び損失補償に関する契約書

広島県を甲とし、
を乙として甲乙両当事者は、県自然環境保全地域等の区域内における立木伐採制限及び損失補償要綱（昭和 49 年 2 月 16 日制定）に基づき次のように契約を締結した。

第 1 条 甲は、乙が次の規制を受けることに伴い、月額〇〇〇円の補償金を支払うものとする。

(1) 土地の所在地	(公園等名：)
(2) 立木の種類，適伐期，量	
(3) 立木の伐採制限方法	※ア～ウのいずれかを○で囲む。 ア 広島県立自然公園条例（昭和 34 年広島県条例第 41 号）第 11 条第 3 項 [県立自然公園第 1 種特別地域] イ 広島県自然環境保全条例（昭和 47 年広島県条例第 63 号）第 16 条第 4 項 [県自然環境保全地域特別地区] ウ 広島県自然環境保全条例第 25 条第 1 項 [県緑地環境保全地域] に係る規制として、次のとおり制限する。 ※アとイのいずれかを○で囲む。 ア 禁伐 イ 択伐 % ただし、第 2 回以後の択伐をする森林についての択伐率は、この森林の年成長率に前回の択伐の実施年度から伐採年度までの年度数を乗じて算出する。この場合において、当該択伐率は、 %を限度とする。
(4) 補償対象期間	年 月 日～ 年 月 日

2 甲は、必要と認める場合、前項に定める規制を遵守していることを調査することができる。

第 2 条 前条第 1 項の表中に定める補償対象期間（以下単に「補償対象期間」という。）が満了する日の 1 月前までに甲又は乙から書面による意思表示がないときは、補償対象期間はその満了の日の翌日からさらに 1 年延長するものとする。延長した補償対象期間をさらに延長しようとするときも、同様とする。

2 乙は、当該年度の補償対象期間が満了する日の 1 月前までに（補償対象期間の途中においてこの契約が解除された場合にあつては当該年度の 2 月末日までに）、別記様式（以下「請求書」という。）に、森林所有者であることを証明する書面（固定資産税評価証明書をいう。分収造林事業による場合にあつてはその契約書の写し。）を添えて、甲に第 1 条第 1 項に定める補償金を請求するものとする。

第3条 甲は、前条の請求書を受理し、第1条に定める規制が当該年度を通し遵守されたこと（以下「契約の履行」という。）を確認した場合は、当該年度の次年度の4月末日まで（当該請求書を受理した日又は当該確認をした日から30日を経過した日が、4月末日以後である場合は、その日）に、乙に補償金を支払うものとする。

2 甲は、第1条第2項又は前項に基づき次の各号のいずれかに該当する事実を確認したときは、この契約の全部又は一部を解除又は変更するものとする。

(1) 乙が立木の伐採を行うなど、契約が履行されていることが確認できないとき

(2) 甲及び乙以外の者が立木の伐採を行うなど、その他第1条第1項に定める規制の内容が異動しているとき

(3) 第1条第1項に定める土地又は立木の所有者が乙でないなど、本契約が前提とする事実がないとき

3 乙又は乙の権限を行使できる者は、前項各号のいずれかに掲げる事実が発生したことを知ったときは、甲にその旨を連絡し、第1項又は前項の確認等を求めるものとする。

第4条 甲の責めに帰すべき事由により、前条第1項の規定による補償金の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

第5条 契約の履行に関し、関係者から異議の申し出があったときは、乙の責任によって解決しなければならない。

第6条 この契約に定めのない事項について必要が生じた場合又はこの契約の内容等に疑義が生じた場合は、その都度、広島県立自然公園条例又は広島県自然環境保全条例その他関係法令等を踏まえ、甲及び乙が協議して取り決めるものとする。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 広島県

農林水産事務所長

印

(農林事業所長)

乙 住所

氏名

印

(別記)

請 求 書

¥

ただし 年度立木伐採規制に対する補償費として
上記のとおり請求します。

年 月 日

住所

氏名

農林水産事務所長 様
(農林事業所長)

内 訳

地 域 名	期 間		月 額	金 額	摘 要
	自～至	月数			
			円	円	

債 権 者 コ ー ド	
-------------	--

振 込 先	金融機関・支店名	
	預金種目・口座番号	
	(カタカナ) 口 座 名 義	